

# 社会福祉法人清風園評議員・役員等報酬基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清風園定款第8条1項及び第21条1項に規定された社会福祉法人清風園の評議員の報酬等及び役員等の報酬等における報酬額を定め支給する。

(報酬)

第2条 評議員及び役員等のうち法人業務を行う評議員及び役員等に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 支給額は、評議員会、理事会開催時出席した日に、評議員・役員等に報酬額として、10,000円を支給するものとする。(但し、理事の内職員は支給しない。)

(支給日)

第4条 報酬額支給は、評議員会・理事会開催日現金にて支払う。

(費用弁償の額)

第5条 評議員・役員等に対し、法人業務を行う時、費用弁償が生じた場合、支給する。

2 理事長の命を受けて、評議員・役員等が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合。

(出張旅費)

第6条 評議員及び役員等が法人業務の為に出張するため出張及び会議出席する場合は、旅費を支給することができる。

2 旅費は実費を原則として支給する。その他必要な経費は支給できる。

3 旅費は原則として、事前に概算額を支払い、出張終了後精算となる。

4 理事長の命を受けた選任・解任委員会及び苦情解決第三者委員会は招集日に必要経費として現金で支給できる。

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年 6月 1日から施行する。